

山形大学ものづくりセンター利用経費に関する取扱要項

(趣旨)

第1条 山形大学ものづくりセンター利用規程第5条第2項の規定に基づき山形大学ものづくりセンター(以下「センター」という。)の利用経費に関する取扱について必要な事項を定めるものとする。

(利用経費の額)

第2条 利用経費の額は、別表のとおりとする。

(負担方法)

第3条 前条に規定する利用経費は、国立大学法人山形大学(以下「本学」という。)の支出予算(共同研究、受託研究及び寄附金に係るものを除く。以下同じ。)で負担する場合は、当該予算の振替によることとし、本学の支出予算以外で負担する場合は本学出納命令役の発する請求書によることとする。

附 則

この要項は、平成22年5月18日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成23年7月27日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

別表(第2条関係)

山形大学ものづくりセンター利用経費の額

分類	対象	内容	利用経費の額 注2)
学内	1)本学の教職員 2)本学の学生で指導教員の承認を得た者 3)センター長が適当と認められた者	技術相談 依頼工作	原則無料 1 実作業時間に対し、500円/時間 2 材料費、特殊工具等は原則として依頼者負担とする。
	同上	機械装置等使用	実作業時間に対し、200円/時間。ただし、年度の使用時間の合計が500時間を超える場合は、500時間使用の料金とする。 なお、加工技術指導等は、原則無料
学外	センター長が適当と認められた者	技術相談	原則無料
		依頼工作	1 実作業時間に対し、1,000円/時間 2 材料費、工具等の消耗品費は原則と依頼者負担とする。

注1) 上記表に適合しない特殊な依頼工作等については別途協議する。また、技術相談には、機器装置等の設計相談等を含む。

注2) 溶接消耗品、ワイヤ放電工作機ワイヤ等については、実費を請求する。